

届出に関するよくあるご質問

届出に関するよくあるご質問について以下のとおりまとめました。届出の際にご参考にして下さい。

分類	質問	回答
全般	提出先や窓口はどこになりますか。	浄化槽明細書及び浄化槽変更届出書（浄化槽明細書を提出したものを変更する場合は建築確認申請を行った機関、それ以外のものは各市町村浄化槽担当課になります。
	押印は必要ですか。	令和2年12月28日から不要になりました。
設置届明細書	付近の見取図、建物の配置及び配管略図はどのように記載すれば良いですか。	手書き、もしくは図面があれば添付してください。
	流域区分が分かりません。	各市町村浄化槽担当課へお問い合わせください。
	放流先が敷地内処理の場合、どのように記載すれば良いですか。	7. 放流先または放流方法（浄化槽明細書は9. 放流先または放流方法）の⑥に「敷地内処理」と記載してください。
	敷地内処理の場合、必要な書類はありますか。	「浄化槽からの放流水の敷地内処理装置」概要書・維持管理に関する誓約書・仕様書の3点の添付が必要です。
	浄化槽法第7条検査手数料の払込み先や払込書の入手場所を教えてください。	（公社）茨城県水質保全協会になります。詳しくは下記へお問い合わせください。 TEL：029-291-4000
	浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書【いわゆる一括契約書】の申込先はどちらになりますか。	浄化槽保守点検業者もしくは浄化槽清掃業者へお申し込みください。保守点検業者の一覧は県HPを、清掃業者は市町村へお問い合わせください。
住宅が出来るのは当分先になります。それでも浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書【いわゆる一括契約書】を添付する必要がありますか。	浄化槽は適切な維持管理が行われて初めて所期の性能が発揮できます。そのため維持管理が確実に実施されることを担保するために添付をお願いしております。 趣旨ご理解のほどお願いします。	
変更届	放流先が敷地内処理から側溝放流に変更になった場合浄化槽変更届出書は必要ですか。	軽微な変更のため、浄化槽変更届出書は不要です。
	放流先が側溝放流から敷地内処理に変更となった場合や、敷地内処理装置が変更となった場合、浄化槽変更届出書は必要ですか。	浄化槽変更届出書関連書類のほか、「浄化槽からの放流水の敷地内処理装置」概要書・維持管理に関する誓約書・仕様書の3点の添付が必要です。
管理者変更報告書	中古・建売住宅を購入しました。浄化槽管理者変更報告書を提出すれば良いですか。	既に設置されている浄化槽を引き続き使用する場合は管理者変更報告書を提出してください。休止届出書が出ている場合は使用再開報告書も併せて提出してください。

	<p>会社名義で浄化槽を設置しています。この度、会社名が変わりましたが管理者変更報告書は提出する必要がありますか。</p>	<p>提出をお願いします。</p>
	<p>管理者の変更をしようとしたら、浄化槽台帳に登録がないと言われました。</p>	<p>当時の浄化槽明細書もしくは浄化槽設置届出書があれば浄化槽管理者変更報告書に添付して提出してください。ない場合は、無届浄化槽の設置届（様式13号）を提出してください。</p>
<p>使用 休止 届出書</p>	<p>施設・住宅を使用しないことにしました。浄化槽に関して手続きが必要ですか。</p>	<p>使用休止届出書を提出いただくと、休止期間中は、維持管理や検査の義務が免除されます（提出が無いと法定検査の受検に関するお手紙が届く場合があります）。 休止の際は、浄化槽の清掃（汚泥等の全量引き出し、張り水、ブロワー（送風機）の停止、消毒剤の撤去）をして、その清掃記録を添付してください。</p>